

高額療養費の郵送申請及び口座振込のご案内について

	郵送申請ができる方	郵送申請ができない方	
対 象	外来診療分のみの方	入院診療分を含む世帯	高額療養費貸付制度を利用中の世帯
申 請 方 法	窓口にて持参または郵送申請	窓口にて持参	
提 出 書 類	①申請書（世帯主署名・連絡先記入） ②世帯主の振込先が分かる通帳等の写し ※②については、今回、初めて高額療養費の申請をする世帯、世帯主の死亡等により振込先に変更がある世帯、もしくはこれまで現金支給であった世帯のみ提出	①申請書（世帯主署名・連絡先記入） ②入院診療に係る領収書の写し ③世帯主の振込先が分かる通帳等の写し ※③については、今回、初めて高額療養費の申請をする世帯、世帯主の死亡等により振込先に変更がある世帯、もしくはこれまで現金支給であった世帯のみ提出	①申請書（世帯主署名・連絡先記入） ②入院診療に係る領収書の写し
支 給 方 法	口座振込		現金支給

その他注意事項

- ・ 外来診療分は、領収書の添付は必要ございません。送付された場合、返却できませんのでご注意ください。
- ・ 書類に不備がある場合、お電話にて確認させていただくことがありますので、必ず日中ご連絡がつく電話番号を記入してください。
- ・ 消印が申請期間内であっても、市役所到達日で判断するため、お振り込みが翌月以降になる場合がありますので、予めご了承ください。

（返送先）

〒 2 9 9 - 3 2 9 2

千葉県大網白里市大網 1 1 5 番地 2

大網白里市役所 市民課 国保班

電話 0 4 7 5 - 7 0 - 0 3 3 4